

「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校¹の設置等に係る認可の基準」 (平成15年3月31日 文部科学省告示第45号) 第1条第2号の解釈について

1. 該当の条文

第1条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下この条<中略>において「大学等」という。）並びに大学院に関する学校教育法（以下「法」という。）第4条第1項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。次条第1号を除き、以下同じ。）の申請の審査²に関しては、法、大学設置基準、高等専門学校設置基準、大学院設置基準、短期大学設置基準、大学通信教育設置基準、短期大学通信教育設置基準、専門職大学院設置基準その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

二 歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは収容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置でないこと。

2. 条文の解釈

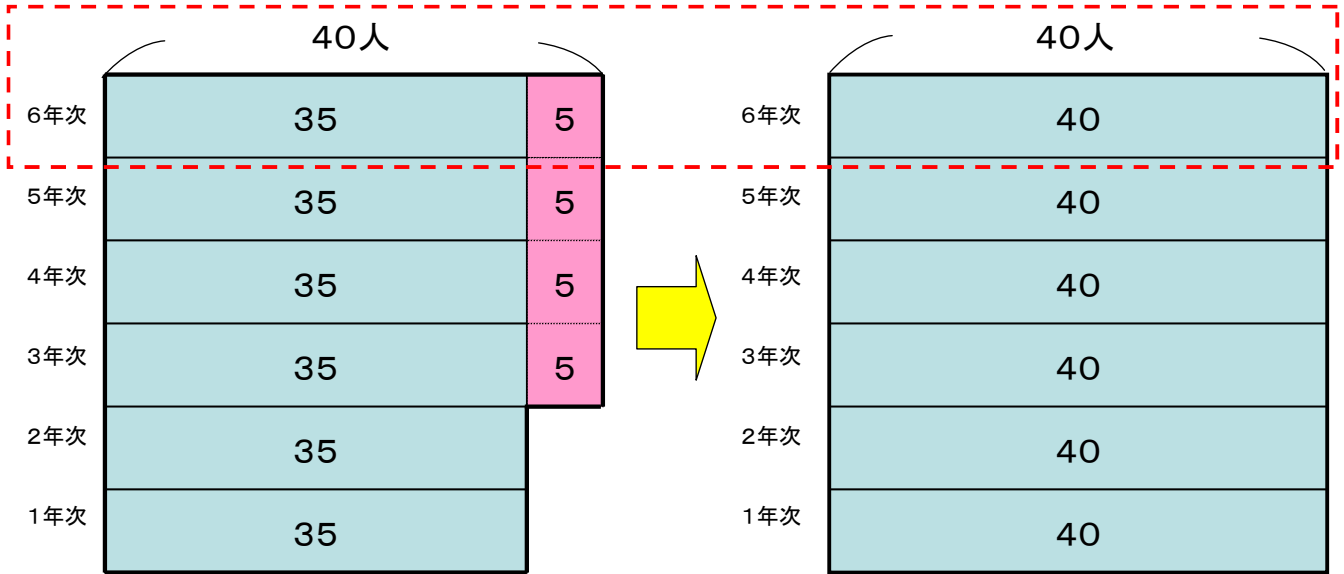
告示第1条第2号にいう「収容定員増」とは、いわゆる抑制方針が採られた「昭和59年度当時の当該分野の養成規模の拡大」を意味する。

<解釈を再確認する背景>

- O I E (国際獣疫事務局)による獣医学教育に関するミニマム・コンピテンシー(案)の公表(平成22年)、日本学術会議や中央教育審議会大学分科会における「教育の質保証」を求める動きなどを背景に、平成23年度に、獣医学生にとっての具体的な到達目標とそのための教育手法を明示するための「獣医学教育モデル・コア・カリキュラム」が作成された。
- 「獣医学教育モデル・コア・カリキュラム」は、現時点で獣医学生が修得すべき基本となる教育内容(6年間の履修年限の中で獣医学として教えるべき事項の3分の2程度)が示されている。各大学においては、その導入を契機に教育課程の見直しが行われているが、その中で、2年次または3年次からの編入学を廃止し、すべての学生について、1年次から「獣医学教育モデル・コア・カリキュラム」を踏まえた教育を行う旨の変更を行おうとするなど、編入学の在り方について再検討を加える大学も現れている。
- こうした取組は、獣医学教育の質の保証を目指して自主的なカリキュラム改善を行うという点で、基本的には歓迎されるべきものであるが、その一方、告示第1条第2号の「収容定員増」を字義通りに解釈してしまうと、このような取組も「収容定員増」を認めないとする条項に抵触することとなり、教育改善の視点からは極めて大きな不都合を生じることになる。
- ここで、獣医師の養成についていわゆる「抑制方針」が定められているのは、獣医師養成をはじめとする高度専門職業人の養成については、需要と供給のバランスを確保することが必要との趣旨からである。すなわち、ここで関心が払われているのは、毎年、獣医系大学を卒業して新たに獣医師の資格を得ることが想定される者の数であると考えられるが、毎年の卒業見込み者の数は、入学定員のうち一部を編入学のために留保するか否かの影響を受けることはない。
- よって、入学定員のうち一部を留保する形で設定された編入学定員を撤廃するような場合については、学部(学科)全体としての収容定員は増加するものの、養成規模が拡大するわけではないことから、いわゆる「抑制方針」には抵触しないと解釈することが適当である。

○入学定員35人、3年次編入学定員5人の場合

○入学定員40人の場合

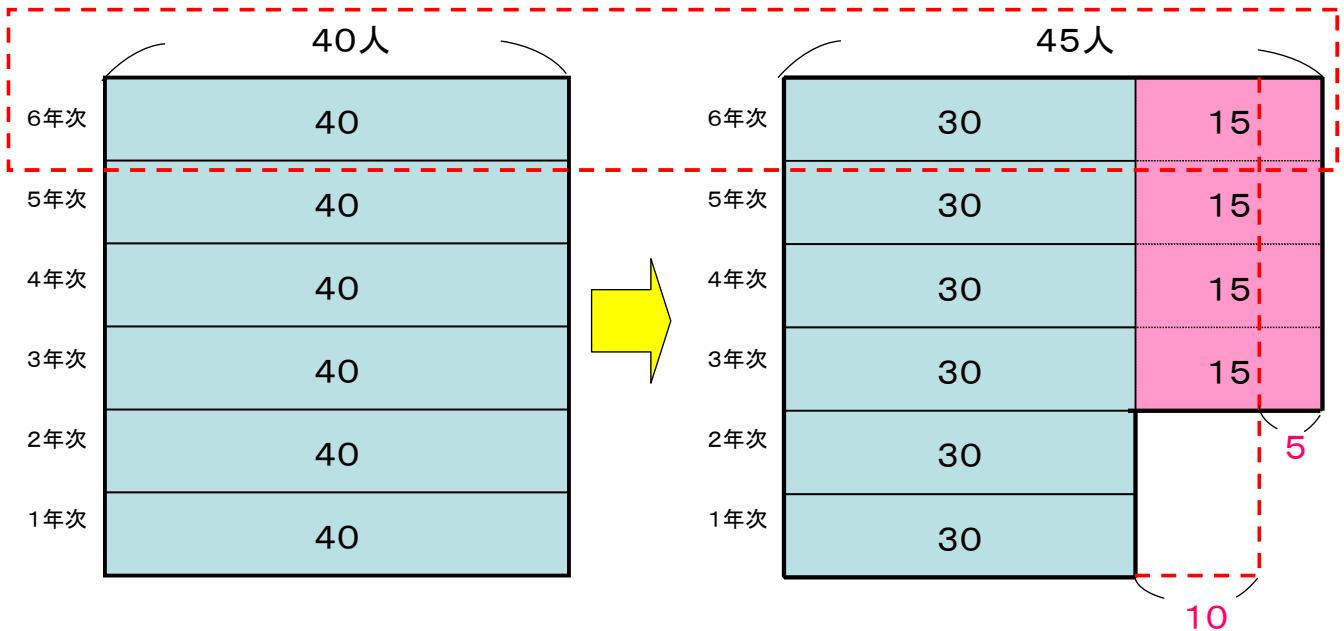


・「収容定員」は増 230人 → 240人

・「養成規模」は不変 40人／年 → 40人／年

○入学定員40人の場合

○入学定員30人、3年次編入学定員15人の場合



・「収容定員」は不変 240人 → 240人

・「養成規模」は増 40人／年 → 45人／年